

「盛岡市公共施設等総合管理計画（案）」について

平成 27 年 2 月 16 日
財政部

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市がこれまで行ってきたアセットマネジメントの推進に係る取り組みに基づくとともに、平成 26 年 4 月、国が地方公共団体に対し公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請を行ったことに応じ策定したものである。

本計画の策定目的は、社会環境の変化を的確に捉え、人口減少に応じた最適な施設保有を維持し、ニーズの変化に対応した市民サービスを提供し、限られた財源を効果的に活用した施設運営を行い「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し施設の「長寿命化」を図ることにより、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供と安全安心のまちづくりを目指ものであり、建築物系施設や都市基盤系等施設など市が所有する全ての公共施設等の向こう 10 年間の施設保有の最適化や計画的な維持保全について、基本的な方向性と取り組みを定める基本計画である。

2 計画（案）

別添資料のとおり

3 策定スケジュールについて

平成 26 年 4 月 22 日	公共施設等総合管理計画策定に係る総務大臣通知（要請）
12 月	計画内容等に係る県協議
平成 27 年 2 月 13 日（金）	公共施設等マネジメント推進会議
2 月 16 日（月）	市議会全員協議会
2 月下旬	市長決裁

資料

盛岡市公共施設等総合管理計画（案）

平成 27 年 月

盛 岡 市

目 次

I	はじめに	1
II	計画の目的	2
III	計画の期間	2
IV	計画の対象施設	3
V	現状と課題	5
	1 公共施設の現状	5
	(1) 建築物系施設	5
	(2) 都市基盤系等施設	6
	2 維持更新費用の見通し	7
	3 人口の推移と今後の見通し	9
	4 財政の見通し	10
VI	基本的な方針	11
	1 基本的な考え方	11
	2 施設区分ごとの取組の方向性	12
	(1) 建築物系施設	12
	(2) 都市基盤系等施設	13
VII	各施設の取組	15
	1 建築物系施設	15
	(1) 一般の市有建築物	15
	(2) 火葬場	16
	(3) 清掃関連処理施設	18
	(4) クリーンセンター	18
	(5) 学校給食センター	19
	2 都市基盤系等施設	20
	(1) 道路、橋りょう	20
	(2) 河川	22
	(3) 公園	24
	(4) 上水道	25
	(5) 飲料水供給施設及び飲雑用水供給施設	27
	(6) 下水道	27
	(7) 病院	29
	(8) 中央卸売市場	30
VIII	計画の実施体制	31
IX	計画のフォローアップ	31
	用語の解説	32

【記載上の注意点】

本計画は、特に表記が無い限り、平成26年3月31日現在の施設状況で記載しています。

I はじめに

盛岡市では、厳しい財政状況の中、少子高齢・人口減少社会の進行による公共施設等¹の利用需要の変化に伴う施設保有のあり方や、高度経済成長期以降に大量に建設された施設が老朽化により一斉に更新の時期を迎え、適切な維持管理手法の具体化、維持更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。

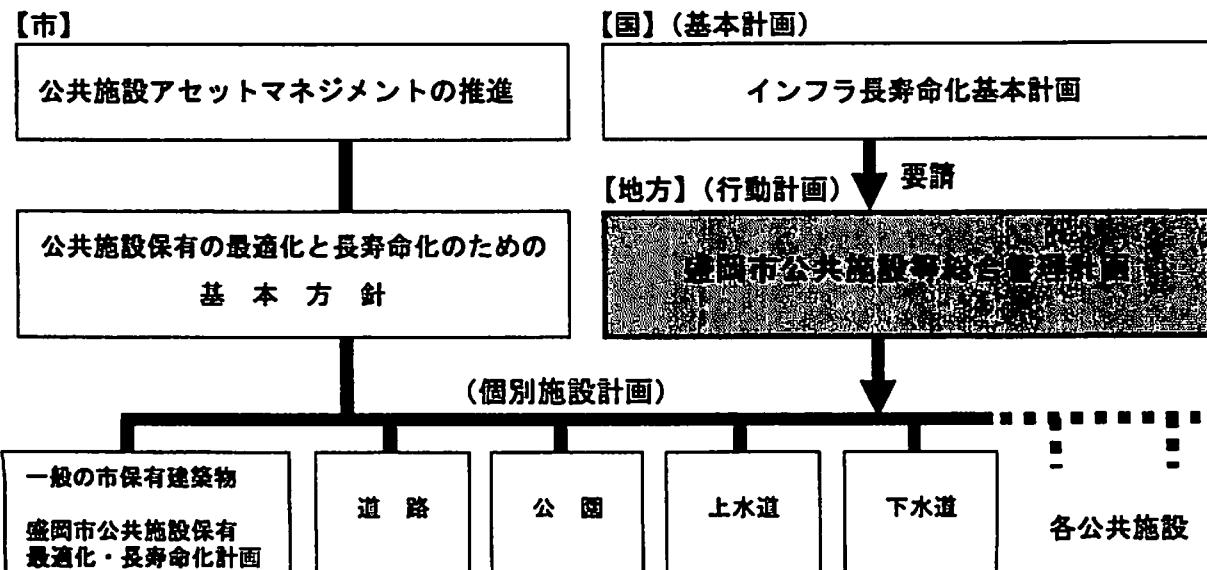
このような状況を踏まえ、平成25年6月には「公共施設保有の最適化と長寿命化²」のための基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定し、「公共施設保有の最適化」として、公共施設の利用者数や稼働率など、施設の需要に対する施設数や施設面積などの保有量の最適化を図ることや、「公共施設の長寿命化」として老朽化している施設を計画的に維持更新し、供用可能な期間を延ばすことにより、更新に伴う費用の縮減を図ることとし、全局的な視点のもとに「公共施設アセットマネジメント³」を推進しています。

一方、国においても、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機に、社会资本の老朽化対策による安全・安心の確保を重要な施策課題とした上で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化とともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、翌26年4月には、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請を行いました。

本計画は、基本方針に基づくとともに国の要請に応じ、市が保有する建築物系施設や都市基盤系等施設など、全ての公共施設等の適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方を取りまとめたものです。

また、本計画を実施するためのより詳細な取り組みの内容については、今後各公共施設において策定する個別施設計画に委ねるものです。

計画の体系



II 計画の目的

社会環境の変化を的確に捉え、人口減少に応じた最適な施設保有を維持し、公共施設の利用需要の変化に対応した市民サービスを提供し、限られた財源を効果的に活用した施設管理を行い「公共施設保有の最適化」を図るとともに、「公共施設の長寿命化」を図ることにより、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供と安全安心なまちづくりを目指します。

本計画は、建築物系施設や都市基盤系等施設など市が保有する全ての公共施設等の、向こう 10 年間の施設保有の最適化や計画的な維持保全について、基本的な方向性と取り組みを定める基本計画です。

III 計画の期間

施設保有の最適化と長寿命化は、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、長期的な視点で進めなければならない取り組みであるため、計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

IV 計画の対象施設

本計画で取り扱う対象施設は、一般の市保有建築物やプラント施設などの建築物系施設や道路、河川、上下水道等の都市基盤系等施設など市の保有する全ての公共施設等を計画の対象とします。

各施設の保有状況は次のとおりです。

1 建築物系施設

施設区分	対象施設		施設数(箇所)	施設規模(m ²)
建築物系施設	一般的市保有建築物	庁舎	8	43,664.58
		支所・出張所	9	472.03
		ホール	5	40,304.46
		公民館・集会施設等	77	63,035.02
		高齢者・障がい者等福祉施設	38	19,022.91
		コミュニティー消防センター	27	5,944.37
		産業振興施設	6	10,732.32
		保健施設	4	1,502.28
		体育施設	11	33,414.05
		宿泊施設	3	7,801.65
		駐車場・駐輪場	3	8,176.44
		野外施設	13	26,166.29
		記念館・博物館	11	18,663.65
		図書館	3	5,632.92
		児童福祉施設	40	14,429.66
		保育園	13	8,038.94
		市営住宅	23	164,865.66
		学校	72	414,836.11
		歴史的建造物	13	7,648.97
		小規模施設等(100m ² 未満)	20	797.71
		普通財産	51	20,333.44
		その他(屯所等)	64	17,674.18
	小計		514	933,157.64
清掃関連処理施設	火葬場	火葬棟、駐車場棟、ガバナ棟	1	7,187.79
	リサイクルセンター	資源ごみ分別施設	1	
		粗大ごみ処理施設	1	2,193.14
		廃棄物処分場	1	
	三ツ割収集センター		1	3,520.83
	門収集センター		1	3,307.22
	玉山廃棄物処分場		1	190.55
	クリーンセンター	建築物 (工場・管理棟、計量棟等)	1	10,799.85
		プラント設備 (焼却炉、発電タービン等)		
学校給食センター	都南学校給食センター		1	1,409.43
	玉山学校給食センター		1	724.86
合 計			524	962,491.31

2 都市基盤系等施設

施設区分	対象施設	施設数	施設規模
都市基盤系等施設	道路・橋りょう	市道	7,508路線 2,051,142m
		橋りょう	580橋 10,840m
		橋りょう(農道)	3橋 73m
		橋りょう(林道)	32橋 571m
		トンネル	2本 224m
		大型構造物(大型カルバート、門型桟道等)	-
		農道	46路線 37,967m
		林道	51路線 200,362m
	河川	準用河川	19本 27.5km
		普通河川	139本 265.8km
	公園	児童公園	270箇所 9.59ha
		児童公園	148箇所 34.64ha
		近隣公園	9箇所 17.82ha
		地区公園	3箇所 22.08ha
		総合公園	5箇所 73.71ha
		特殊公園	4箇所 79.77ha
		都市緑地	21箇所 12.35ha
		緑道	1箇所 2.19ha
		グリーンプロット	75箇所 1.40ha
		児童遊園	3箇所 0.41ha
		農村公園	5箇所 1.93ha
		公園施設(東屋、トイレ、動物公園展示棟等)	93箇所 10487.76m ²
	上下水道	庁舎	4128.19m ²
	上水道	管路	導水管 17,794m
			送水管 37,705m
			配水管 1,498,905m
		浄水施設	米内浄水場系
			中堅敷浄水場系
			沢田浄水場系
			新庄浄水場系
			生出浄水場系
			刈畠浄水場系
			前田浄水場系
			水質管理センター
	飲料水供給施設	浄水施設	一本松飲料水供給施設 1棟 19.87m ²
		管路	送水管 200m
			配水管 800m
		配水槽(地下式コンクリート製)	1基 4m ³
			ろ過処理水受水槽 1基 7.5m ³
		浄水施設	川目飲料水供給施設 1棟 5.52m ²
		管路	送水管 84m
			配水管 428m
		配水タンク	1棟 18m ³
	飲食用水供給施設	浄水施設	江柄地区浄水場 1棟 69.29m ²
		管路	送水管 55m
			配水管 2,186m
	下水道	管渠等	合流 102,973m
			汚水 1,009,925m
			雨水 724,384m
		その他	人孔 38,241箇所
			汚水樹 75,665箇所
			雨水樹 19,285箇所
		ポンプ施設等	12箇所 13,729m
		雨水高速処理施設	1箇所
		農業集落排水	123,272m
		公設浄化槽	76箇所
	市立病院	本館棟、付属棟等	4棟 19,865.40m ²
	中央卸売市場	本棟、配送センター棟、付加値機能施設棟等	13棟 87,215.51m ²

1) 対象施設の建築物については、盛岡市財産表(平成26年3月31日)により記載しています。

V 現状と課題

1 公共施設の現状

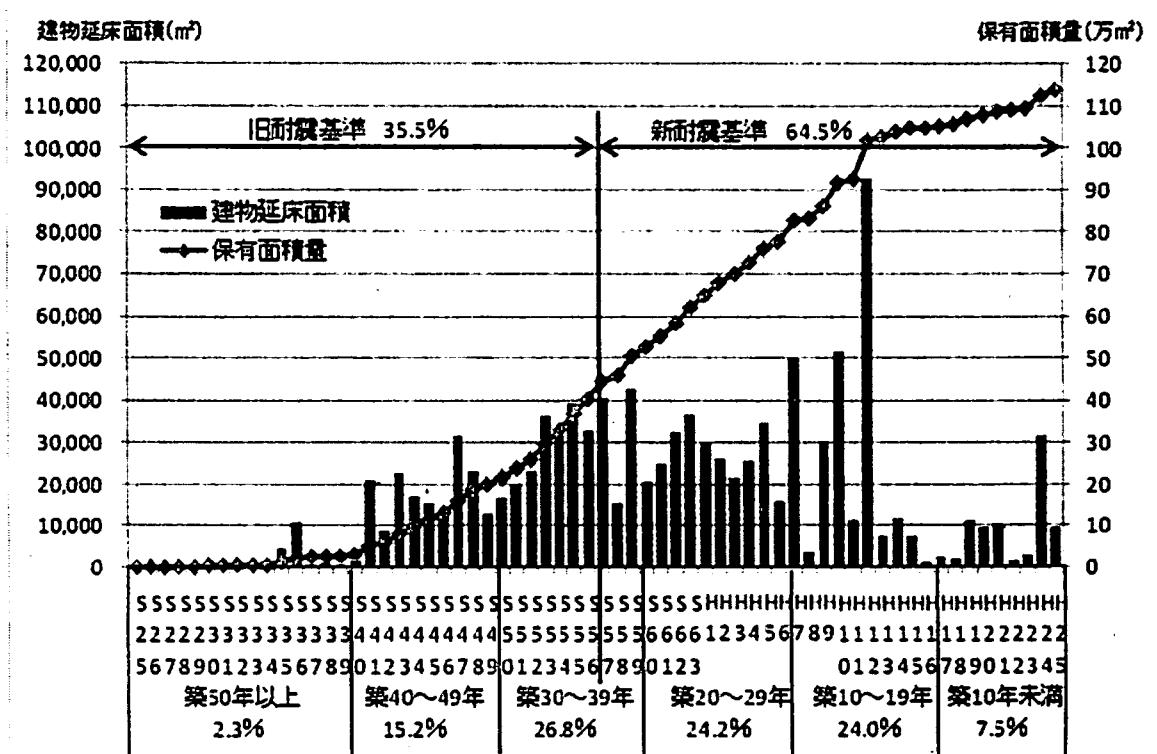
(1) 建築物系施設

市の施設は、高度経済成長とともに1960年（昭和35年）頃から建設が増え、現在まで多くの建設を行っています。これに伴い施設の保有量は右肩上がりで増加しており、建物延面積1,136,310.72m²を保有しています。

築30年を超える施設は、全体の約4割を占め、建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

また、人口一人当たりの公共施設延床面積（行政財産分）は、3.50m²であり、中核市の平均値の3.25m²と比較し多くの施設を保有しています。

建物の建築年別延床面積及び保有面積量の推移

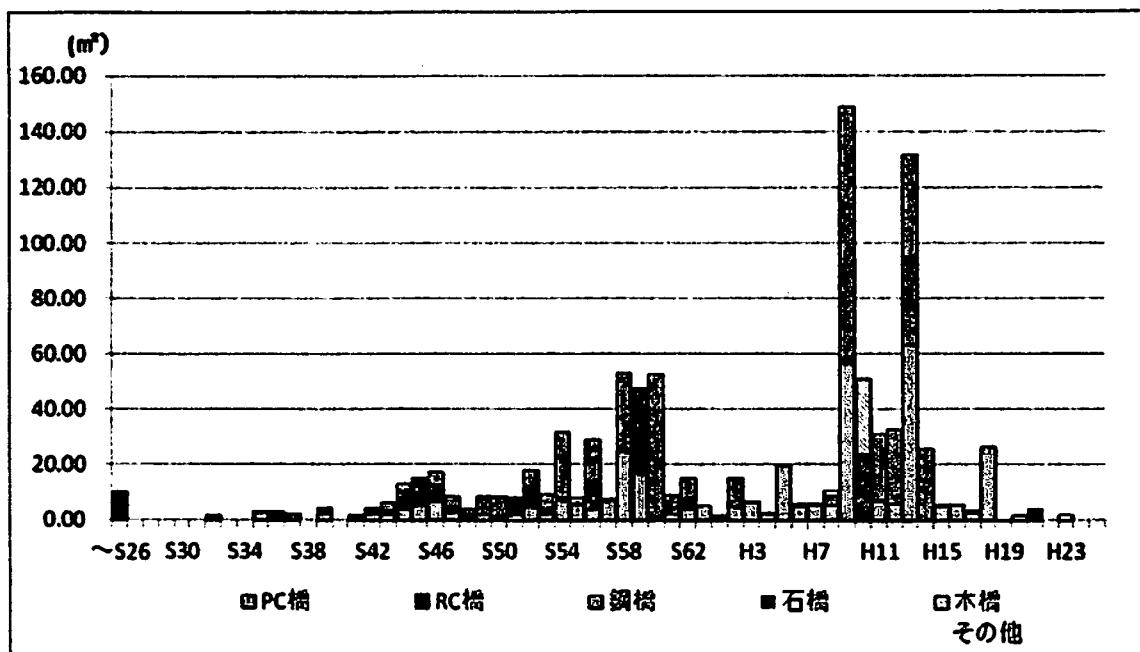


1) 建築物延床面積は、建築物系施設及び都市基盤系施設の建築施設の合計

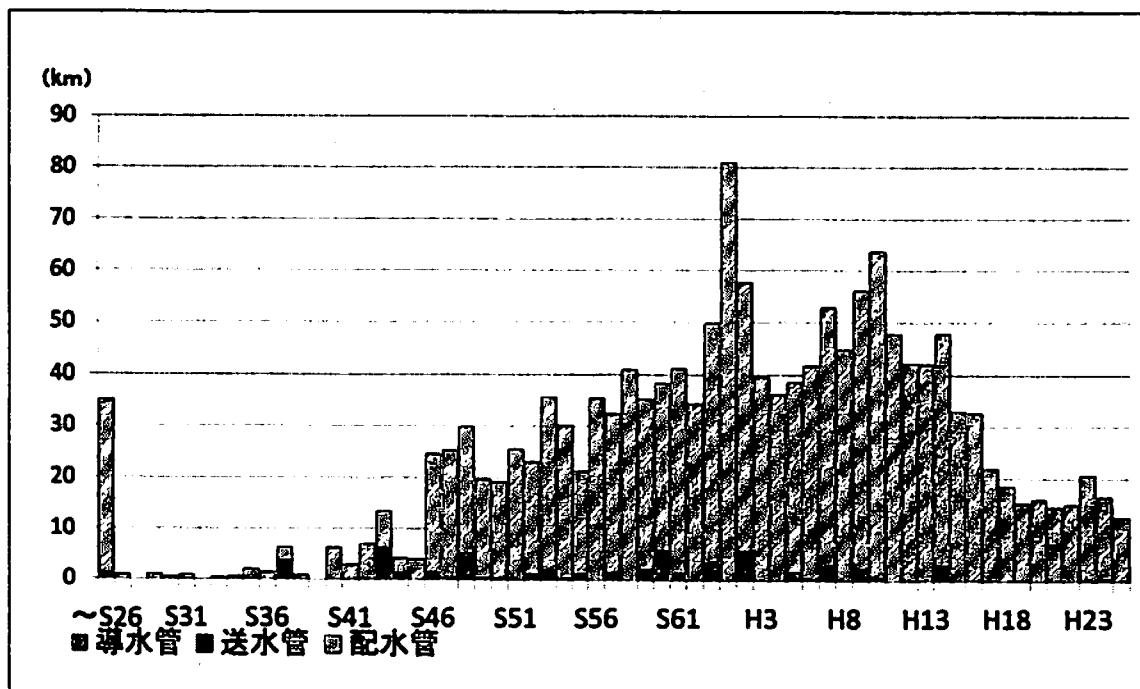
(2) 都市基盤系等施設

都市基盤系等施設については、代表的な分野では道路の総延長は 2,051.2km, 総整備面積は 12,101,719 m², 橋りょうの総延長は 10.9km, 総整備面積は 92,948 m², 上水道の管の総延長は 1,554.4km, 道路側溝と開渠を除く公共下水道の管の総延長は 1,445.8km を保有しています。

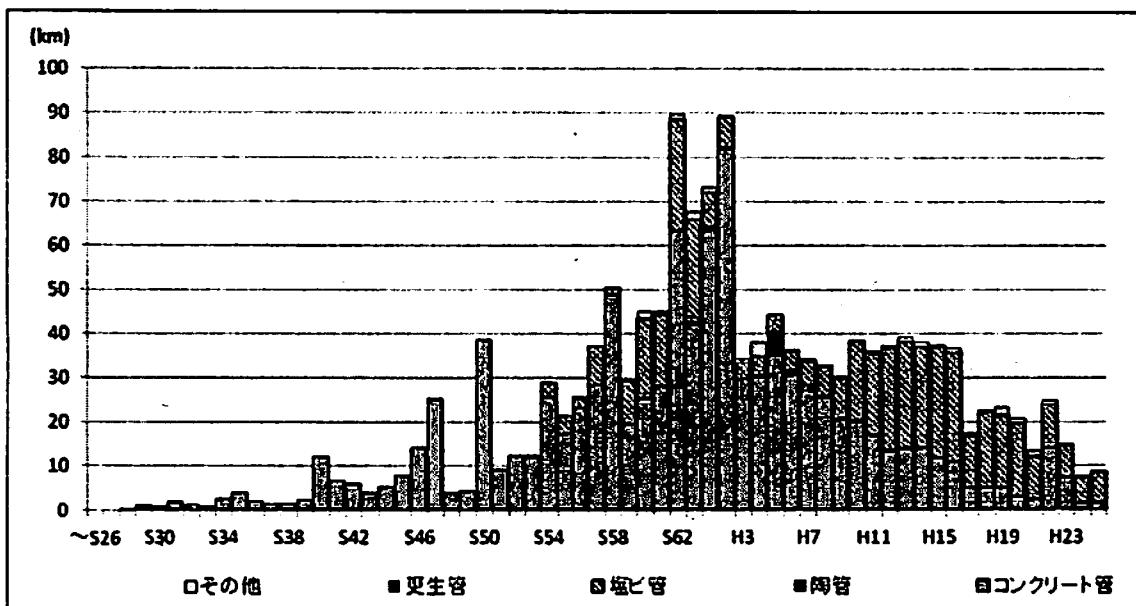
橋りょうの建設年別整備面積



上水道の建設年別整備延長



公共下水管の建設年別整備延長



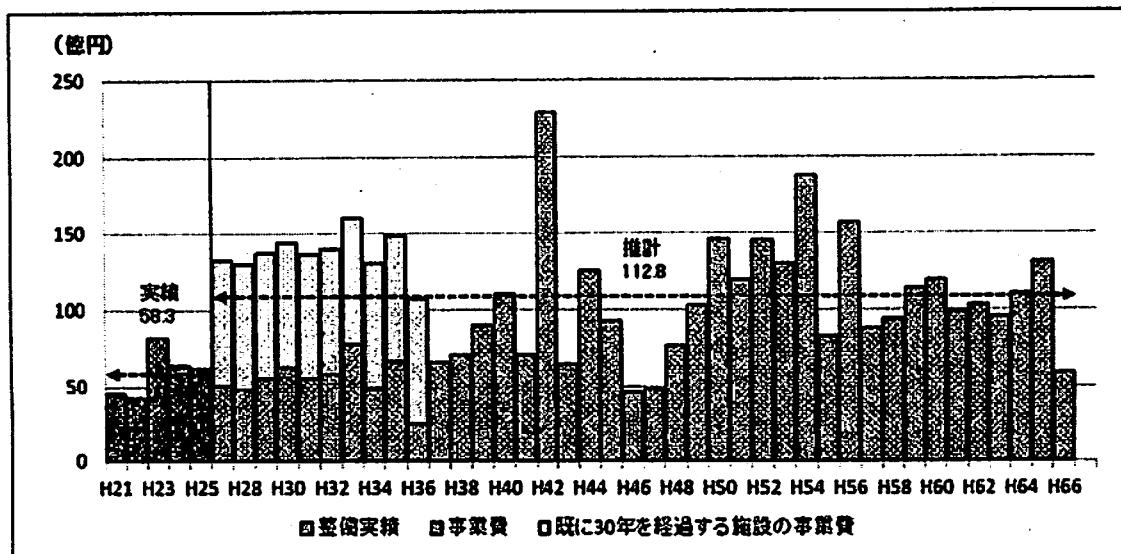
2 維持更新費用の見通し

施設の老朽化問題は全国的な問題となっています。今後必要となる維持更新費用の試算では、建築物系施設については、現状のまま保有した場合、向こう 40 年間で総額 4,515 億円（年平均 112.8 億円）を要する結果となりました。学校の改築などをはじめとし、市がこれまで建築物系施設に支出してきた年平均 58.3 億円では大幅に不足し、不足額は年平均約 54.5 億円に上ります。現状の支出額のままでは、保有施設の約 51.6% しか更新できないことになります。

また、都市基盤系等施設についても向こう 40 年間で必要となる維持更新費用は、道路では 1,510 億円、橋りょうでは 200 億円、上水道の管では 1,558 億円、道路側溝と開渠を除き公共下水道の管では 1,608 億円、都市基盤系等施設に含まれる建築施設では 415 億円を要する結果となり、主な都市基盤系等施設の合計は 5,294 億円（年平均 132.3 億円）となります。市がこれまで都市基盤系等施設に支出してきた年平均 109.9 億円では不足し、不足額は年平均 22.4 億円に上ります。現状の支出額のままでは、保有施設の約 83% しか更新できないことになります。

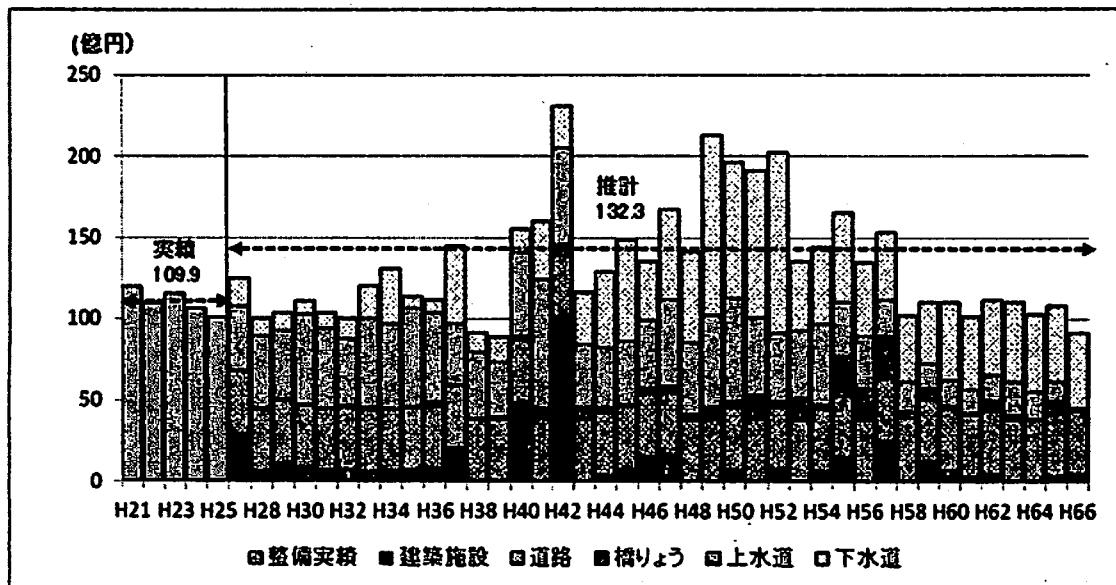
これらのことから、主な市所有の公共施設等の向こう 40 年間で必要となる維持更新費用は、事業費ベースで 9,809 億円（年平均 245.2 億円）となり、多額の更新費用の捻出が大きな課題です。

建築物系施設の維持更新費用の実績と推計（事業費）



- 1) (財)自治総合センター「施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」『地方公共団体の財政分析などに関する調査研究会報告書』(平成 23 年)により、60 年で建替と仮定した試算です。
- 2) 築後 30 年で大規模改修を実施すると仮定し試算しています。既に 30 年を経過する施設の事業費は概額 823 億円と試算されますが、実施時期を経過しているため平成 28 年度から平成 37 年度までに実施するものと仮定し試算しています。

主な都市基盤系等施設の更新費用の実績と推計（事業費）



- 1) 推計方法は、(財)自治総合センター「施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」『地方公共団体の財政分析などに関する調査研究会報告書』(平成 23 年)によります。
- 2) 耐用年数については、道路舗装部分は 15 年、橋りょうは 60 年、上水道管は 40 年、下水道管は 50 年として試算しています。既に更新年数を経過している部分については、平成 28 年度から平成 37 年度までに実施するものと仮定して試算しています。
- 3) 都市基盤系等施設の建築施設にあっては、築後 30 年で大規模改修を実施すると仮定し試算しています。既に 30 年を経過する施設の事業費は、実施時期を経過しているため平成 28 年度から平成 37 年度までに実施するものと仮定し試算しています。

3 人口の推移と今後の見通し

全国的に、少子高齢・人口減少社会の到来が叫ばれていますが、市においてもその傾向が現れています。全市人口は平成 12 年をピークに減少に転じています。

特に、年少人口（0～14 歳）は、昭和 55 年のピーク時と比較し、平成 22 年には 61.6% にまで減少しており、さらに平成 47 年には 39.5% にまで減少する見込みです。

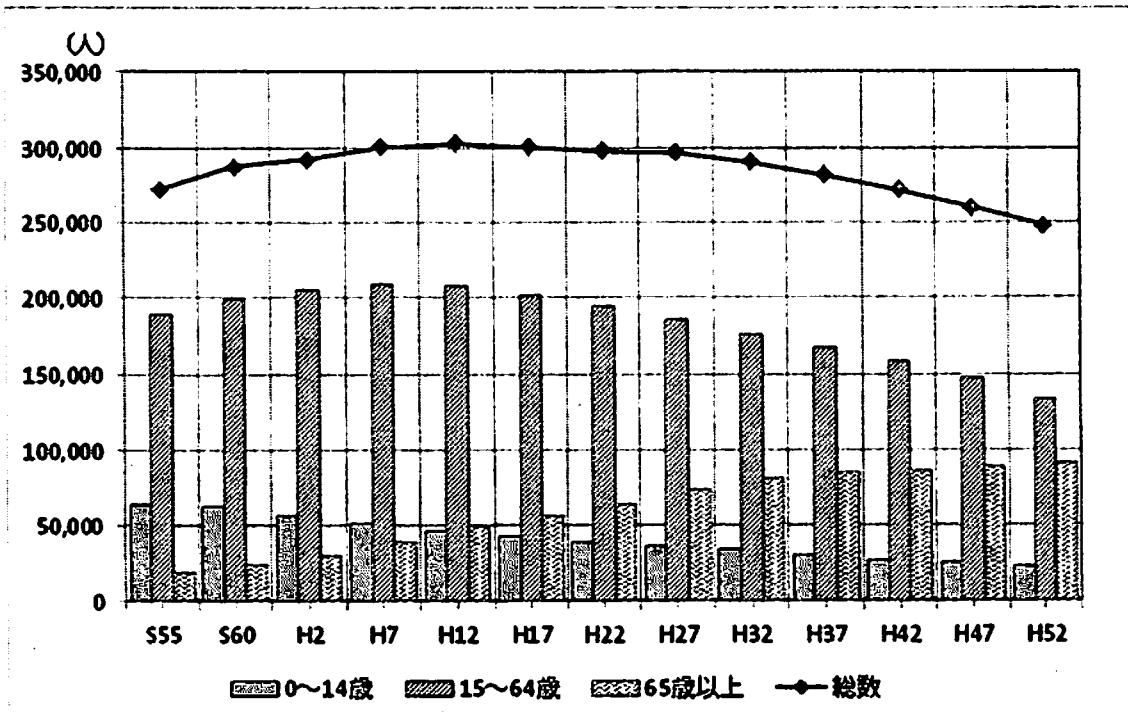
生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 7 年のピーク時と比較し、平成 22 年には 93.1% に減少し、平成 47 年には 70.3% にまで減少する見込みです。

一方で、老人人口（65 歳以上）は、今後も増加する見込みであり、昭和 55 年と比較し、平成 22 年には 326.9% に増加し、平成 47 年には 447.4% にまで増加する見込みです。

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、将来にわたって税収の減少と利用者の減少が予想される中、扶助費⁴や生活関連の公共サービスの需要増が見込まれています。

建築物系施設については、小・中学校など対象人口が大幅に減少している施設では、施設余剰が発生しています。反面、高齢者の増加により、新たなサービスの増加が予想されます。また、都市基盤系等施設では、維持更新費用の財源確保が課題となります。

盛岡市の人口の推移と今後の見通し



1) 昭和 55 年～平成 22 年の数値：国勢調査結果による人口の推移（年齢不詳人口については各年齢別に按分）

2) 平成 27 年～平成 52 年の数値：将来推計人口

3) 昭和 55 年～平成 17 年の数値：旧都南村及び旧玉山村の数値を合算したものです。

出典 盛岡市『盛岡市の人口の推移と将来推計』(平成 26 年 5 月) に一部加筆

4 財政の見通し

少子・高齢化による人口構造の変化や経済状況の低迷などから扶助費の増加が著しく、義務的経費⁵が増加しています。扶助費は平成元年と比べ平成25年には3.9倍となっており約197億円増加しています。

この結果、平成元年当時70%程度であった経常収支比率⁶は近年90%台となり、毎年度経常的に収入される使途制限のない財源の多くが経常的経費に充てられることとなり、財政の硬直化が進んできており、財政運営上の大きな課題となっています。

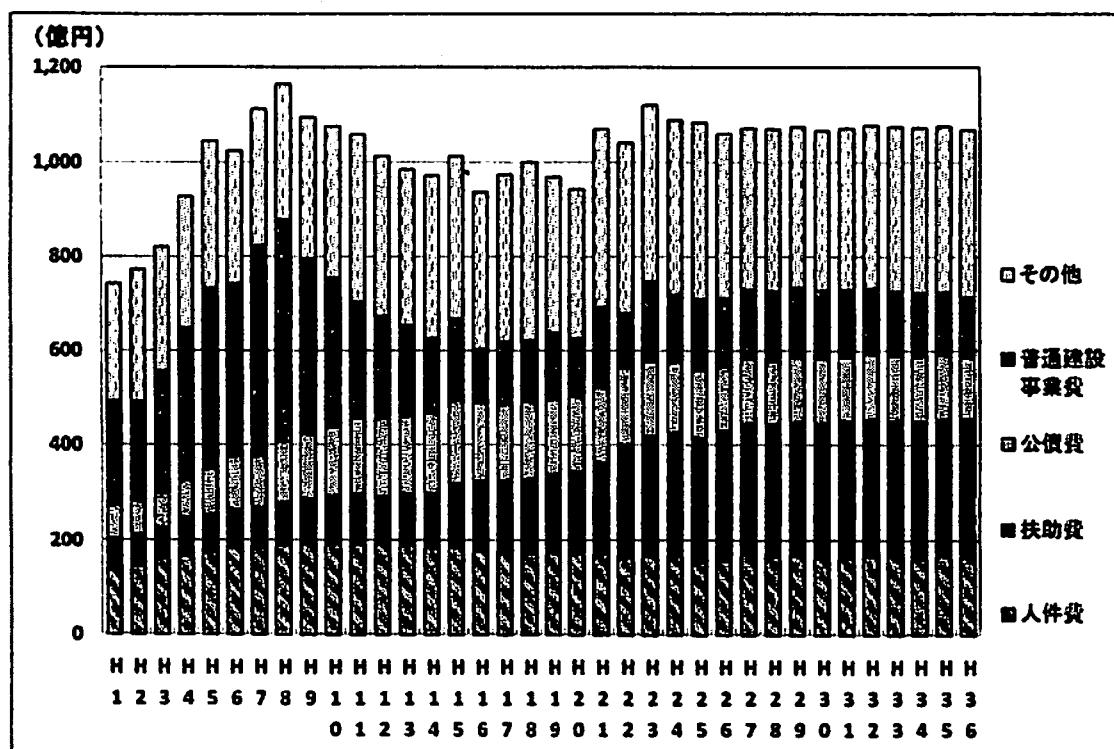
このことに伴い、普通建設事業費は平成8年をピークに減少に転じ、平成25年にはピーク時と比べ32.0%となり約321億円減少しており、維持更新費用の捻出は難しい状況にあります。

財政見通しについては、現時点の税財政制度を基に、景気動向や少子高齢社会の進行、生産年齢人口の減少などの影響を踏まえると、歳入は市税が減少傾向にあり、全体では若干減少が見込まれます。

歳出では、人件費や公債費は同程度で推移するが、高齢化の進行により扶助費や介護保険特別会計への繰出金など社会保障関係費の増加が見込まれる一方で、普通建設事業費は減少が見込まれます。

このようなことから、歳入歳出の均衡を保ち、普通建設事業などの投資や、公共施設の長寿命化といった新たな財政需要に対応するため、歳入の増加につながる施策展開や既存事業の見直し、財源の確保など効果的な配分を進めながら、必要な財源の確保に努めていく必要があります。

普通会計⁷の歳出の推移と今後の見通し



1) 平成25年度以前は決算額、平成26年度は当初予算額、平成27年度以降は推計額です。

VI 基本的な方針

1 基本的な考え方

建築物系施設は、現在保有する古い施設では築50年を経過する施設が出ており、今後施設を良好な状態で使用していくためには、適切な保全工事を実施する必要があります。また、バリアフリーへの対応や、耐震基準などの安全性能の高まり、省エネルギーへの対応などの環境性能の向上など、時代の変化に応じて施設に求められる機能が多くなっており、大きな改修工事も必要になっています。

都市基盤系等施設は、道路橋りょう、上水道、下水道など生活に必要不可欠なものであり、安全性を確保するとともに安定的な供給が求められます。このため、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になっています。

一方で、少子高齢・人口減少社会の進行により、税収の減少と利用者の変化が予想される中、維持更新費用の確保が困難な状況が見込まれます。

こうした状況に対応するためには、機能が重複している施設や利用が低調な施設などを改めて検証し、「施設保有量の最適化⁸」を行っていくとともに、一つひとつの施設を長く大切に使い計画的な保全の実施により「長寿命化」を図ることが重要となっています。

施設は数十年にわたり利用することから、更新にあたっては長期的視点で政策判断が必要となります。将来世代に過度な負担を強いることがあつてはなりません。

今後の少子・高齢化、人口の減少が見込まれる状況において、市の歳入・歳出構造が変化していくことが想定される中、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる公共施設を将来にわたり維持させるため、施設ごとの取り組みの方向性を次のとおり定め、財源や既存の施設などの限られた経営資源を有効に活用するとともに、国が予定する財政的、技術的支援を積極的に活用し、持続可能な市民サービスの提供を目指します。

2 施設区分ごとの取組の方向性

市の保有施設については、その特性や会計に応じた補助制度があるなど、統一的に扱うことが困難であることから、建築物系施設（庁舎、学校、教育文化福祉施設など）と都市基盤系等施設（道路橋りょう、公園、上水道、下水道、病院、市場など）の区分に分けて施設の保全等に関する方向性を定めます。

（1）建築物系施設

建築物系施設については、適正な施設配置、用途転用・多目的化・複合化の可能性などの検証を行い施設保有の最適化を図り、計画的保全により長寿命化を目指すとともに、確実な点検の実施や耐震化等の安全確保に努めます。

ア 現状の把握及び公表

施設の現状を的確に把握するため、建物性能、利用状況及び管理運営コストの調査等を行い平成25年3月に「公共施設利用運営状況（以下「施設カルテ」）」を公表しました。

今後においても、これら施設情報を定期的に更新し、施設の状況を適切に把握します。

イ 施設保有の最適化

施設の保有量については、人口減少に伴う施設の需要量の変化に合わせた量の最適化を図ります。

施設でのサービス提供については、社会環境の変化を的確に捉え、ニーズの変化に対応するなどサービスの最適化を図ります。

施設の管理運営については、現在稼働率が低調で将来も需要が少ないと見込まれる施設については、運営方法を見直し限られた財源を効果的に使用できるよう改善することで、コストの最適化を図ります。

ウ 保有施設の長寿命化

今後も継続して保有する施設については、計画的に保全を実施し、長寿命化を図ります。修繕については壊れてから直すという「事後保全型」から計画的に直すという「予防保全型」の考え方を取り入れ、施設の保全を実施します。

エ 点検、診断等の実施

施設の状況を的確に把握するため、点検、診断を行うことや、施設の改修履歴等のデータベース化などの情報基盤を整備するとともに、新技術の導入も検討します。

オ 個別施設計画の策定

施設保有の最適化と長寿命化についての個別の施設計画を策定し、定期的に

進捗管理を行い事業評価した上で見直しを行います。

カ 保全と予算の連携

施設を維持していく上で、保全に要する費用が増大し、保全に充てられる財源は今後益々厳しくなることが予想されることから、総合計画と連携し計画の推進を図るとともに、後年度負担に対する財源確保として、将来の建替、改築、大規模改修などの大規模な工事に伴い著しく更新費用が増加する時期に備えるため、基金⁹を活用します。

(2) 都市基盤系等施設

都市基盤系等施設については、安全かつ安定的に住民サービスを供給することが必要です。

持続可能な施設保有としていくために、施設保有量や整備内容、維持管理コストの最適化に取り組みます。保全に当たっては、施設を良い状態で長く使用できるように、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」の維持管理へと転換します。

施設台帳などの整備により現状を把握した上で、点検や評価により対処方法を分析し、保全需要の見通しを算出するとともに、保全に関する計画の策定を進めるものとし、併せて耐震化等の安全対策も実施します。

ア 現状の把握及び公表

効率的な維持管理を実施していくためには、これまで建設してきた施設の現状を的確に把握する必要があります。このため、部署ごとに対象施設の台帳を整備するとともに、施設の維持管理をする上で必要とされる情報を収集し基礎データとして整備します。

また、収集した情報は、整理し公表します。

イ 都市基盤機能の最適化

各施設の都市基盤機能について、集約、多機能化、機能転換等により最適化を図るとともに、周辺自治体との連携により更なる効果も期待できることから、広域連携の取り組みによる自治体間の総合的な調整により検討します。

ウ 保有施設の長寿命化

今後も継続して保有する施設については、計画的に保全を実施し、長寿命化を図ります。修繕については壊れてから直すという「事後保全型」から計画的に直すという「予防保全型」の考え方を取り入れ、施設の保全を実施します。

エ 点検、診断等の実施

施設の状況を的確に把握するため、点検、診断を行うことや、維持管理に関

する基準の明確化、施設の改修履歴等のデータベース化などの情報基盤を整備するとともに、維持管理に関する新技術の導入も検討します。

オ 個別施設計画の策定

点検・評価結果を用いて、中長期視点に立ち、安全性、経済性、財源などの観点から保全方法を検討し、保全に関する個別の計画を策定します。保全費用の平準化を図るとともに、必要に応じ保全水準の見直しを行い実行可能な計画とします。

カ 保全と予算の連動

保全に関する計画は、総合計画や財政計画との整合を図るとともに各分野間の調整を行います。また、確実な実施となるよう進行管理を行います。

VII 各施設の取組

1 建築物系施設

(1) 一般の市有建築物

ア 施設の適切な配置の検討

施設保有量については、新規整備の抑制や他の公共団体や民間との役割分担や機能の重複、施設の有効性などを検討し既存施設の見直しを行うことにより施設保有量を縮減し、量の最適化を図ります。

新たなニーズへの対応は、既存施設の用途の転用や多目的に利用することや他の施設を建替える際に複合化するなどにより対応します。

公民連携が可能な分野については、PF1¹⁰や公設民営など、民間ノウハウの活用を積極的に導入し住民サービスの充実を図ります。

施設の管理運営費には、納税者視点に立って、より効率的かつ効果的な管理運営をするとともに、適正な受益者負担の検討や未利用資産の貸付や売却による収入確保に努めます。

イ 点検、診断及び耐震化の実施

点検、診断については、建築基準法の規定に基づき、不特定多数が利用する施設や、一定の規模を有する施設については、建築部分について3年に一度、建築設備については毎年、建築士等の有資格者による定期点検を行います。その他の施設については、管理者等により日常点検を行います。

消防設備や受水槽など法令により点検を義務付けられている設備については、専門業者による法定点検を行います。

耐震性能については、平成26年3月に改訂した「盛岡市耐震診断改修促進計画」に基づき診断を進めるとともに、「市有建築物耐震化整備プログラム」に基づき耐震化を実施します。

ウ 修繕、更新等

施設の修繕、更新については、保有量の最適化を図ったうえで、今後も継続して保有する施設については、物理的な不具合を直して耐久性を高める長寿命化により、建替回数を抑制することで工事費を節減するとともに、従来の壊れてから直すという「事後保全型」の考え方から計画的に直すという「予防保全型」の考え方を取り入れ、計画的に修繕・大規模改修・建替を実施していきます。

このような取り組みにより、従来のように40~60年程度で建替るのではなく、耐用年数の目標として80年を目指していきます。

長寿命化工事の周期について、次の周期で工事を実施します。

- ・ 修繕…築後20年と60年に実施する工事で、大規模な部材・部品の交換を

必要としないもので屋根や壁の塗り替え、設備のオーバーホールなど劣化・破損箇所の部分的な補修工事を実施します。

- ・大規模改修…築後 40 年に実施する工事で、屋根や壁を構成する部材の交換、設備の更新など、必要な部材・部品を交換する工事をいい、転用や複合化に対応するための間取りの変更等も実施していきます。
- ・建替…既存建物を解体し新築することですが、複合化に対応できるよう配慮し、華美・過剰にならないよう適正規模での工事とします。

エ 情報基盤の整備と活用

平成 25 年度に施設の各種情報や修繕履歴等の施設保全のデータ蓄積に向け「保全計画システム」を構築したことから、これらの施設情報を拡充するとともに、施設の維持管理に活用します。

オ 個別施設計画の策定

個別施設計画は、「盛岡市公共施設保有の最適化と長寿命化計画」を次のとおり策定します。

- ・「長期計画」として、現状の課題を踏まえ、施設保有の最適化に関する用途別の方向性と長寿命化に向けた取組みを定めます。計画は平成 26 年度に策定し計画期間は 20 年とします。
- ・「中期計画」として、建物性能、利用運営状況、地域特性、代替手法の有無等を踏まえ、役割分担や機能の重複、施設の有効性を評価し、施設用途に応じて個別施設の保有の見直し又は長寿命化工事の実施時期を定め、地区別に可視化します。計画は平成 27 年度に策定し計画期間は 10 年とします。
- ・「実施計画」として、「中期計画」に基づき各所管部局等で算出した工事費用等を踏まえ、財政状況を勘案しながら総合計画の実施計画に位置付け、費用の平準化を図った上で工事の対象や実施の工程等について定めます。計画は平成 27 年度に策定し計画期間は 3 年とします。

カ 新技術の導入

施設の点検、診断の実施について産業用機器の活用を検討します。

長寿命化工事に関する仕様について、高耐久、高断熱建材や省エネルギー性能の向上した設備の採用など、建築分野の技術革新や普及の動向を把握し、維持保全に活用します。

(2) 火葬場

ア 点検、診断等

点検、診断については、施設の性能及び状態を適切に維持するために、日常管理、定期点検、測定、整備等を確実に実施するとともに、実施内容を記録し、そ

の蓄積から建物カルテを作成・保存し維持管理業務全般に役立てます。

また、日常管理データの蓄積・分析と長期計画による計画保全の連携により、施設の長寿命化を図ります。

イ 修繕、更新等

施設の維持更新については、長寿命化を図るために、日常管理における不良箇所の早期発見と迅速な対応により被害の拡大を未然に防止し、軽微な内容のうちに対応します。

建築物、建物設備の大規模修繕については、「建築・設備長期修繕計画書」により実施することとし、大規模修繕項目として盛り込まれなかつた項目については、日常修繕として実施します。

また、火葬炉設備は、「火葬炉保守計画書」に基づき大規模修繕・経常修繕を行うほか、火葬炉にかかる各設備の補修・更新を行います。

ウ 維持管理の基準

施設の維持、保全等にあたっては、建築基準法等の関連法規の基準に基づくとともに、「盛岡市火葬場運営・維持管理業務委託契約」に従い、維持管理業務を遂行します。

エ 情報基盤の整備と活用

点検・診断・修繕等の履歴を集積・蓄積し、今後の維持管理や老朽化対策に活かすことが必要と考え、建物に関しては、当該施設の供用開始時点からの、点検・調査、保守、修繕、更新の記録を建物カルテとしてデータベース化し、データの蓄積を行います。

また、当該建物カルテは、キーワード、日付等で検索可能とし、維持管理業務全般に活用します。

建物設備に関しても同様に、点検等の記録をデータベース化し活用します。

オ 個別施設計画の策定

当該施設の運営・維持管理については、指定管理者制度を導入しており、火葬場建設の事業者グループが出資・設立した特別目的会社を指定管理者として、平成43年度までの「盛岡市火葬場運営・維持管理業務委託契約」を締結しています。

当該業務委託契約には、各種保守管理業務のほか大規模修繕業務も含まれた契約となっており、今後、当該契約に基づいた個別施設計画を策定します。

カ 新技術の導入

建物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、指定管理者と連絡を密にしながら、有効な新技術の把握と現場導入に努めることとします。

(3) 清掃関連処理施設

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、法令等に基づく定期点検等及び委託による設備等の保守点検を、引き続き適切な時期、方法により実施します。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を取り記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルの構築を図ります。

イ 維持管理の基準

施設の維持更新については、定期的な点検等により現状把握に努め、各施設の修繕計画を策定することにより適切な予防保全を図ります。

ウ 個別施設計画の策定

対象施設について、「盛岡地域廃棄物処理施設整備事業」の進捗を確認しながら、個別施設計画の策定に取り組みます。その際、中長期的な予算管理に資する計画となるよう、概算費用の算定や計画期間の考え方について明記することとします。

(4) クリーンセンター

ア 点検、診断等

点検、診断については、職員による目視による日常点検を行っており、今後は、チェックリストなどを用いた定期点検を行うと共に、点検体制の整備等を図ります。

消防用設備やエレベーター等法定点検を要するものをはじめ、専門性を要する空調機器等の基幹設備の点検についても専門業者が点検整備を行っており、今後は、点検体制の整備等により点検の拡充を図ります。

プラント設備については、職員による日々の巡回点検をはじめ、専門業者による細部の点検も定期的に行われており、今後においても継続して確実な点検を行います。

イ 修繕、更新等

施設の維持更新については、定期的な点検等により現状把握に努め、各施設の修繕計画を策定することにより適切な予防保全を図ります。

ウ 個別施設計画の策定

個別施設計画は、次のとおりとします。

(ア) 点検整備体制の構築（平成 27 年度実施）

建物躯体及び点検業務を委託していない建築設備については、主要項目について点検方法や点検頻度を記載した「点検のてびき」を作成します。また、点検業務を委託している建築設備については、点検報告内容をデータベース化することにより、これまで分散されていた情報を一元的に把握できるようにします。

また、プラント設備については、現在の点検整備体制を引き続き維持していくこととします。

(イ) 長期改修計画の策定（平成 28 年度実施）

建物躯体及び建築設備については、標準的な耐用年数と、各種点検により確認した劣化状況を判断材料として、長期改修計画を策定します。

また、プラント設備については、既に策定している長期改修計画をもとに、計画期間を延伸します。

以上、建物躯体、建築設備及びプラント設備を全て含めた平成 40 年度までの施設改修計画を「盛岡市クリーンセンター長期改修計画」として策定します。

(5) 学校給食センター

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、管理者等による日常点検を行います。

ボイラー設備など法令により点検を義務付けられている設備については、専門業者による法定点検を行います。

厨房設備器具については、調理業務委託業者による始業前点検をはじめ、管理者等による定期点検、必要に応じて納入・製造業者等による点検を行うこととします。

イ 維持管理の基準

施設の修繕、更新については、日常点検により発見された不良箇所は早期に小規模修繕による対応を図り、施設の長寿命化を図ります。

厨房設備器具の修繕、更新については、各器具の製品情報（製造年・製造打切年・整備用部品の保有期間等）、納入時期及び修繕履歴等の情報を記録し、小規模修繕及び設備更新を実施していきます。

ウ 個別施設計画の策定

建物躯体及び建築設備については、各種点検により確認している劣化状況を判断材料として、厨房設備器具については、製品情報や修繕履歴を判断材料として、今後、盛岡市小中学校給食基本方針に基づき、長期修繕・更新計画を策定します。

なお、学校給食法等関係法令の改正や国の指導等に基づく衛生管理又は食物ア

レルギー対応のための改修や調理食数の増加の場合等は、必要な対応を行うため、その都度計画の見直しを行うものとします。

2 都市基盤系等施設

(1) 道路、橋りょう

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、全対象施設において実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用することにより「メンテナンスサイクル」を構築します。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮し、施設の必要性も含め、対策の内容や時期等を検討し、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた道路内施設の機能の効率化や集約化を図ります。

- ・ 橋りょう、トンネル等については、5年に1回、近接目視による点検を行うこととし、跨線橋や緊急輸送道路上の跨道橋といった重要度や施設の健全度等を勘案しながら、優先順位を決めて実施します。
- ・ 補装、照明柱等は、経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・更新することを検討します。
- ・ 橋りょう、トンネル、大型の構造物等の点検・診断については、後述の基準類を適用して定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断します。
- ・ 修繕・更新については、点検・診断の結果をもとに、損傷の原因や施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえて策定する個別施設計画（橋りょう長寿命化修繕計画等）に基づき取り組ます。
- ・ 橋りょう点検等に関する研修・講習等を通して職員の技術力向上に取り組みます。
- ・ 着実な「メンテナンスサイクル」を構築し、実施を図るため、国・県に対して安定した財源の確保を図る支援等の要請を行います。

イ 維持管理の基準

平成25年の道路法改正により点検基準の法定化が行われ、橋りょう、トンネル等の点検については、5年に1回、近接目視により全数監視を実施するよう、具体的な点検方法等を法令に定められるとともに、点検要領等の基準類が国土交通省から示されました。

盛岡市においては、この基準類を適用するものとし、今後において、具体的な施設等の詳細な点検・記録等が必要となった場合には、この基準類を参考に独自の要領を検討するものとします。

具体的な取組は以下のとおりです。

- ・診断については、全国で比較できるよう、統一的な尺度で健全度を判定する基準類として、健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年7月施行）を適用します。
- ・点検については以下の基準類を適用します。
 - －道路橋定期点検要領
 - －道路トンネル定期点検要領
 - －シェッド、大型カルバート等定期点検要領
 - －横断歩道橋定期点検要領
 - －門型標識等定期点検要領
 - －附属物（標識、照明施設等）点検要領
 - －舗装の調査要領（案）
 - －道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）
- ・修繕、更新については、道路構造令に基づく以下の技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。
 - －舗装の構造に関する技術基準
 - －橋、高架の道路等の技術基準
 - －道路トンネル技術基準

ウ 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を図ります。

その際に、メンテナンスの充実に向けて必要な項目を明らかにした上で、統一のフォーマットを設定します。

各施設における情報を蓄積するため、定期点検を確実に実施するほか、日常業務等における保守・補修等の情報の整理を図ります。

エ 個別施設計画の策定

計画の対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を行うこととし、早期に計画の策定が進むよう努めます。

その際、中長期的な予算管理に資する計画となるよう、蓄積された情報を基に、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記します。

また、個別施設計画を策定するためには、施設毎の点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であることに鑑み、施設毎にメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じます。

修繕や更新に際し、都市計画や交通計画、その他の計画や戦略等と一体となって取り組めるよう、相互連携の強化を図ります。

具体的な取り組みについては、以下のとおりとします。

- 定期的な点検・診断の結果に基づき、個別施設計画を策定します。
- 橋りょうについては、平成24年度に盛岡市橋りょう長寿命化修繕計画を策定済ですが、概ね5年ごとに計画の見直しを図ることとしております。
- 平成32年度までのできるだけ早期に、トンネル、大型の構造物等について、個別施設計画を策定します。
- 個別施設計画策定後は、必要に応じて適宜、計画の見直しを図ります。

オ 新技術の導入

予防保全型維持管理を行う上で、メンテナンスサイクルの重要な構成要素である点検・診断については、点検等を支援するロボット等による機械化、非破壊・微破壊での検査技術等の新技術について、情報収集に努めます。

具体的な取組については、以下のとおりです。

国土交通省や岩手県道路メンテナンス会議を通して、新技術が導入されている各施設における取組の情報を収集し、適用条件等を整理した上で、現場導入を検討します。

(2) 河川

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、点検未実施のものも含めた全対象施設において実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用することにより「メンテナンスサイクル」を構築します。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮し、施設の必要性、対策の内容や時期等を検証し、戦略的な施設の維持・修繕に取組みます。

- 平成25年度の河川法の改正等により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことを明確化する規定等が設けられたところであり、この適正な運用を図ります。
- 河川の区間区分、河川特性に応じて、出水期前等の適切な時期に、必要な点検を実施します。
- 点検結果による評価等に基づき、必要に応じ維持修繕等必要な措置を講じます。

イ 維持管理の基準

平成25年度の河川法の改正等により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことが明確化されるとともに、管理者が共通して遵守すべき維持・修繕に関する最低限の技術基準が定められたこと、許可工作物

については河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術基準を踏まえた適切な指導を行っていきます。

また、平成26年3月に「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」が策定されたところであり、適用に向けた取り組みを推進します。

点検・診断・修繕については、以下の基準類を適用します。

- ・河川法施行令（平成25年12月施行）
- ・河川法施行規則（平成25年12月施行）
- ・河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）（平成25年5月改定）
- ・堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（平成24年5月策定）
- ・樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領（平成24年5月策定）
- ・ダム・堰施設技術基準（案）（平成25年7月改定）
- ・揚排水ポンプ設備技術基準（平成26年3月改定）
- ・揚排水機場設備点検・整備指針（案）（平成20年6月策定）
- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（平成20年3月策定）
- ・河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（平成20年3月策定）
- ・電気通信施設点検基準（案）（平成21年12月改定）

ウ 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取り組みを通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を図ります。その際に、メンテナンスの充実に向けて必要な項目を明らかにした上で、統一のフォーマットを設定します。

管理の基本となる河川台帳等の整備を進め、蓄積された情報とともにデータベース化の検討を行います。また、国や他の地方公共団体との情報共有等の連携も検討していきます。

エ 個別施設計画の策定

河川本体は永久構造物であり、劣化や疲労等の経年的な損傷に比して、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右されることから、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理します。

施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、経済性・効率性に鑑みながら、必要に応じて改修計画等の策定を行います。

オ 新技術の導入

河道、コンクリートの効率的な点検・診断及び長寿命化に資する技術について、情報収集に努めます。

(3) 公園

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、点検未実施のものも含めた全対象施設において実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用することにより「メンテナンスサイクル」を構築します。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮し施設の必要性、対策の内容や時期等を検証し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進します。

維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、経年劣化・損傷の状況を把握するための日常的な巡視・パトロール、定期的な点検・診断や、緊急点検等の不定期な点検等が行われています。これらは、利用者や第三者の安全を確保するために必要な措置を講じる上で必要不可欠であるが、施設によってはこれまで十分な取組がなされていないものもあります。

今後、対象施設の点検等を着実に進めメンテナンスサイクルを構築するために、遊具についてこれまで通り年に1回以上の定期点検を実施するほか、その他施設についても適切な時期に適切な方法により点検・診断を実施します。

安全な施設の利用のため、点検・診断の結果に基づき必要な取組を着実に実施していくこととし施設のあり方を検証した上で、維持困難な施設については施設廃止も含めた検討を行います。

イ 維持管理の基準

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」等に基づき適切に点検・診断の実施を進めるとともに、改定が行われた場合には改定内容を反映させた規準で実施していくものとします。

ウ 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を行い、維持管理情報を包括した公園台帳の整備を図ります。その際に、メンテナンスの充実に向けて必要な項目を明らかにした上で、統一のフォーマットを設定します。

エ 個別施設計画の策定

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、点検・

診断等の結果を踏まえ、修繕・更新等の対策費用を把握した上で、優先順位を付けて計画的に修繕・更新等の対策を実施していくこととし、定期的な点検費用、修繕・更新費用の確保が可能になった時点で個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定します。

オ 新技術の導入

管理者間の相互連携体制を強化し、新技術に関する情報収集に努め導入を検討します。

(4) 上水道

ア 点検、診断、修繕、更新等

対象施設は、水道施設全体としますが、施設の重要度や供用後の経過年数を勘案して、優先すべき施設を定め、施設の状態に応じた点検調査を実施します。重要施設は、日常的に点検し、劣化状況等の異常が見られる場合には、緊急対応的な補修、精密・頻繁な点検調査、又は診断等を実施します。

更新時期の設定に当たっては、機能診断等に基づき施設の健全度評価を行い、いくつかのランクに分けて評価します。また、施設の健全度評価とともに、耐震診断等により耐震性能評価を行い、耐震化のための早期の更新の必要性の検討や個別施設ごとの適切な更新時期の設定などに活用します。

対象施設の診断と評価結果に基づいて、重要度や優先度を勘案して各施設の更新時期を検討し、少なくとも30~40年先を検討期間として、更新需要見通しを作成します。

更新需要見通しの検討に当たっては、更新を実施しなかった場合も含め、再構築や施設規模の適正化を考慮した場合など可能な限り複数ケースを検討して、更新需要の発生時期や事業量の妥当性等について評価するとともに、耐震化による事業前倒し等について検討します。

(ア) 净水場施設

予防保全による整備計画を継続し、維持修繕を実施する。長期的スパンにおいては、平成26年6月に改訂した「もりおか水道施設整備構想」に基づき、効率的な施設配置を目指した施設再構築を進めていきます。

(イ) 管路

日常点検等による適切な修繕を行うほか、主に市内中心部に埋設され経年劣化した高級鋳鉄管や硬質塩化ビニル管の更新、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

イ 維持管理の基準

水道施設の健全度は、実際には、材料や工法等の施設そのものの特性や施設が置かれている設置環境等により異なり、必ずしも経過年数のみからは判断できな

いことから、点検調査により、材質や事故履歴、部品の有無等のデータを蓄積していきます。

施設健全度の評価は、当該事業の特性に応じて、「水道施設機能診断の手引き」又は「水道施設更新指針」等を参考図書とし、機能診断等を行うことにより、対応策を必要としない健全な状態から、直ちに更新を必要とする状態まで、いくつかのランクに分けて評価します。

なお、水道施設の耐震性能要件については、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)（一部改正：平成26年2月28日厚生労働省令第15号）第1条第7号に基づくものとし、耐震性能は、「水道施設耐震工法指針・解説」に記載されている手法等を参考にして評価を行います。

また、事故等による機能低下が発生した場合の給水への影響、復旧期間、二次被害のおそれ等を勘案して、重要度・優先度に応じて施設を類型化し、ランクごとに更新基準を設定します。

ウ 情報基盤の整備と活用

収集した点検調査データは、管理台帳や情報管理データベースに蓄積し、その後の施設の診断と評価や優先度評価等に活用します。

データベースシステムについては、長期的な視点からの将来像を見据えて、段階的に構築していきます。

マクロマネジメント（更新需要見通し及び財政收支見通しの検討）の実践を通じて得られた検討成果を基礎情報として活用し、ステークホルダー（利害関係者）に対して更新投資の必要性や更新投資の効果について適切な情報提供・説明を実施します。

エ 個別施設計画の策定

独立採算制を原則とする水道事業においては、更新需要に対する財源の検討が重要となることから、財政状況を把握した上で、検討期間を少なくとも30～40年程度として、更新需要見通しに対する財政面への影響を検討します。

財政收支の見通しにより、損益勘定留保資金等（内部留保資金）の推移、料金水準の妥当性等を検討し、中長期的な観点から更新財源としての資金確保方策を検討します。

(ア) 净水場施設

計画的な維持保全管理により更新需要が集中しないよう平準化を図る必要があります。また、水需要動向を見極め、耐震性や施設能力を確保しながら実施していく必要があり、単純更新に留まらず、施設の統廃合や位置エネルギーの有効利用等、効率的な施設整備についても検討していきます。なお、主要施設としては、配水池やポンプ場といった構造物も多数存在するため、浄水場の更新計画等と整合を図り、適切な配水池容量を確保しながら効率的な施設配置を目指していきます。

(イ) 管路

今後、更新対象管路は確実に増加することとなるため、更新需要を把握し、重要度や優先度を見極めながら、効率的な管路更新により耐震性・安全性を確保する必要があります。特に重要管路である導水管、送水管、配水管本管は災害や事故等の影響が大きいため、積極的に耐震化を図っていきます。

(5) 飲料水供給施設及び飲雜用水供給施設

ア 点検、診断、修繕、更新等

施設全般の点検については、日常点検及び定期点検を行うとともに、特殊設備については、専門業者による点検を行います。

また、施設の劣化等がある場合は、詳細調査のうえ性能確保のための診断等を行い緊急補修などにより適切に施設の保全を行います。

イ 維持管理等の基準

施設機能を適切に確保するため、水道法などの関係法令等に基づき定期的な水质検査等を行います。

(6) 下水道

ア 点検、診断、修繕、更新等

点検、診断については、点検未実施のものも含めた全対象施設において実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用することにより「メンテナンスサイクル」を構築します。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮し施設の必要性、対策の内容や時期等を検証し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進します。

(ア) 公共下水道施設

盛岡市下水道総合地震対策計画に基づき重要な施設の耐震化を進めるとともに、施設及び設備の重要度、経過年数、劣化具合から優先順位を決め、隨時、下水道長寿命化計画を策定して改築・更新を進めます。

(イ) 農業集落排水施設

玉山区を除く農業集落排水施設について、管理の効率化を図るために、公共下水道施設への切替えを検討します。

(ウ) 公設浄化槽

法定点検及び日常点検等により適切な修繕を行います。

イ 維持管理の基準

新規整備から定期的な点検・診断、修繕・更新に至る各段階で基準類相互の整合性が図られるよう、施設毎に関連性や補完状況等の確認を行います。その結果、過不足がある場合には相互に調整を実施し、関係する基準類の見直しを進めます。

また、将来にわたって持続可能なメンテナンスを実施できるよう、施設の重要度、設置環境、維持管理の効率性、受益と負担の関係等、地域の実情を考慮の上、点検の頻度や内容等の基準を設定します。

なお、メンテナンス全体の底上げを図るため、トータルコスト縮減等の観点から有用と判断された新技術の普及状況や、事故・災害の再発防止の観点から得られた知見を関連する基準類に反映します。

ウ 情報基盤の整備と活用

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を図ります。

その際に、メンテナンスの充実に向けて必要な項目を明らかにした上で、統一のフォーマットを設定します。

蓄積された情報については、目的に応じて一定の条件を付した上で、可能な限り広く一般に公開します。

エ 個別施設計画の策定

対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進する。なお、劣化や疲労等の経年的な損傷に比して、降雨・地震等の災害等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理します。

また、施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、経済性・効率性に鑑みて、個別施設計画策定を検討します。

- ・平成 21 年度に策定した盛岡市下水道総合地震対策計画が平成 26 年度に完了するため、次期計画を策定します。
- ・中央監視制御棟及び菜園・内丸地区の管路施設の下水道長寿命化計画を平成 24 年度に策定済です。

オ 新技術の導入

様々な政策手段を効果的・効率的に活用するため、メンテナンスサイクルの段階毎に技術動向を把握するとともに、現場の管理ニーズが十分に反映された技術開発のテーマを洗い出し、個々の問題解決に向けた取組を尊重しつつ、当該テー

マに重点的に取り組むための仕組みを構築します。

(7) 病院

ア 点検、診断等

点検、診断については、法令等に基づく定期点検等及び委託による設備等の保守点検は、引き続き適切な時期、方法により実施します。

これまで点検の対象となっていない施設や設備等においても必要に応じ点検・診断を実施し、その結果に基づき、適切な時期に、着実かつ効率的・効果的な施設管理となるよう、これらの取組みを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスのサイクルの構築を図ります。

イ 修繕、更新等

施設については、法令等に基づく定期点検及び委託による設備等の保守点検等による現状や施設利用上の必要性の把握に努め、施設全体について適切な修繕・更新を図ります。

ウ 情報基盤の整備と活用

委託による設備等の保守点検等に基づく点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組みを通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況の情報収集をするとともに、定期的点検がされていない施設や設備についての劣化等の状況や今後の予防保全対策に関する情報収集を図ります。

その際、メンテナンスの充実に向けて、実施時期やコスト縮減の可能性、長寿命化の効果などの必要な項目を明らかにしながら、一元的に管理が可能となるように部署での共有を図ります。

エ 個別施設計画の策定

市立病院の経営改善に関する計画と連動させながら、予防保全型維持管理の考え方を前提とした施設維持管理計画を策定し、最新の情報を更新しながら適宜見直しするとともに、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記します。

また、施設維持管理計画を策定するためには、施設・設備ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠となることから、施設・設備ごとにメンテナンスサイクルの取組みの進捗状況に応じた対策を講じます。

施設維持管理計画は、「中長期保全計画」及び「保全台帳」により構成することとし、平成28年度を目指して策定します。

オ 新技術の導入

各施設・設備ごとにメンテナンスサイクルの段階ごとに技術動向を把握するとともに、現場の管理ニーズが充分に反映され、かつ、新技術の導入等による課題解決に向けて取組みます。

その際、コストの縮減や機能向上、長寿命化に資する材料、工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の導入、普及を図ります。

(8) 中央卸売市場

ア 点検、診断、修繕、更新等

市場本棟及び総合食品センターの躯体については、職員等の日常目視などによる点検を行います。電気設備、空調低脚設備及び給排水衛生設備は、施設管理業務委託により定期的に点検等を実施しており、継続して行います。

施設の設備については、施設管理業務委託の報告を基に、修繕・保全計画の策定を行い、修繕・施設の更新を実施していきます。本棟などの躯体については、管理業務委託を実施しておらず、必要な現状の把握、詳細な点検等の調査を行い、適切な施設更新及び修繕を実施していきます。

イ 個別施設計画の策定

個別施設計画は、施設管理業務委託の報告及び、点検等の業務委託を実施していない本棟躯体などは、詳細な診断を実施し、修繕及び更新設備の現状を把握し、計画の策定を行います。

ウ 新技術の導入

新技術の導入については、施設を使用する場内業者と情報の交換、費用対効果などを協議し、施設の長寿命化に繋がるものは、積極的に実施していきます。

Ⅷ 計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、次の体制により実施していきます。

- ・計画を一元的に管理するため、アセットマネジメントの専任組織である資産管理活用事務局が計画に関する事務を統括します。また、道路、橋りょう、上下水道等の都市基盤系等施設（市立病院、中央卸売市場を除く。）については建設部が主管し、各施設所管部局で連携して取り組みを推進します。
- ・全ての公共施設等のあり方について調整することが必要となるため、全庁横断的な検討組織である公共施設保有等検討会議により、計画の見直しや進捗管理などを行います。
- ・計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、市民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

IX 計画のフォローアップ

本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会環境の変化などが予想されることから、状況に応じて隨時見直し可能なものとします。

また、計画の実効性と弾力性を確保するため、今後各所管課において施設の個別施設計画を策定していきます。

さらに、計画の実施については、進捗管理を行い事業評価した上で、計画に反映するなど適切な見直しを行うとともに、議会への報告や市ホームページへの掲載により市民への公表を行います。

用語の解説

1 公共施設等

公共施設、公共施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道）、プラント施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理施設）等も含む包括的な概念である。（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）

2 長寿化

老朽化している施設を計画的に保全し供用可能期間を延ばすことにより、更新に伴う大規模な財政支出を軽減する取り組みをいいます。

3 公共施設アセットマネジメント

施設、設備を資産として捉え、その損傷・劣化などを将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化することなどにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法のことをいいます。

4 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など各種の法令に基づき、または地方公共団体単独で被扶助者に対して支給する金品などに要する経費をいいます。

5 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費の合計をいい、法律で義務付けられているなどのため、自由に削減できない経費をいいます。

6 経常収支比率

市税のうち普通税、地方交付税のうち普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の制限のない財源が、人件費、扶助費、公債費など毎年度固定的に支出される経常的経費にどの程度充てられているかを示す比率をいいます。

この比率が高くなるほど、新規の事業などを行う余裕が失われ、財政が悪化していることを示します。一般的には、都市にあっては75%程度が妥当とされ、80%が警戒ライン、90%が危険ラインとされています。

7 普通会計

個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一的な財政比較を行うために設けられた地方財政統計上の会計区分をいいます。実際に各地方公共団体が「普通会計」を設置しているわけではなく、盛岡市の場合、一般会計と土地取得事業費

特別会計により構成されています。

8 施設保有量の最適化

利用者数や稼働率など、施設の需要に対する施設数や施設の面積の最適な量をいいます。

9 基金

一般世帯の貯金に当たるものであり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される特定目的基金と特定の目的のために定額の資金を運用される定額運用基金とがあります。

10 PFI

Private Finance Initiative の略。民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備しようとする手法をいいます。